

事 務 連 絡
令和元年10月24日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その4）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年10月23日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 24 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 10 月 24 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2	岩手県	大船渡市
3	岩手県	陸前高田市
4	岩手県	釜石市
5	岩手県	山田町
6	岩手県	<u>田野畑村</u>
7	宮城県	仙台市
8	宮城県	石巻市
9	宮城県	塩竈市
10	宮城県	気仙沼市
11	宮城県	白石市
12	宮城県	名取市
13	宮城県	角田市
14	宮城県	多賀城市
15	宮城県	岩沼市
16	宮城県	登米市
17	宮城県	栗原市
18	宮城県	大崎市
19	宮城県	富谷市
20	宮城県	蔵王町

21	宮城県	七ヶ宿町
22	宮城県	大河原町
23	宮城県	村田町
24	宮城県	柴田町
25	宮城県	川崎町
26	宮城県	丸森町
27	宮城県	亘理町
28	宮城県	山元町
29	宮城県	松島町
30	宮城県	利府町
31	宮城県	大郷町
32	宮城県	大衡村
33	宮城県	色麻町
34	宮城県	加美町
35	宮城県	涌谷町
36	宮城県	美里町
37	宮城県	女川町
38	宮城県	南三陸町
39	福島県	福島市
40	福島県	会津若松市
41	福島県	郡山市
42	福島県	いわき市
43	福島県	白河市
44	福島県	須賀川市
45	福島県	喜多方市

46	福島県	相馬市
47	福島県	二本松市
48	福島県	田村市
49	福島県	南相馬市
50	福島県	伊達市
51	福島県	本宮市
52	福島県	桑折町
53	福島県	国見町
54	福島県	川俣町
55	福島県	大玉村
56	福島県	鏡石町
57	福島県	天栄村
58	福島県	檜枝岐村
59	福島県	只見町
60	福島県	猪苗代町
61	福島県	会津美里町
62	福島県	西郷村
63	福島県	泉崎村
64	福島県	中島村
65	福島県	矢吹町
66	福島県	棚倉町
67	福島県	矢祭町
68	福島県	塙町
69	福島県	鮫川村
70	福島県	石川町

71	福島県	玉川村
72	福島県	平田村
73	福島県	浅川町
74	福島県	古殿町
75	福島県	三春町
76	福島県	小野町
77	福島県	檜葉町
78	福島県	富岡町
79	福島県	川内村
80	福島県	大熊町
81	福島県	双葉町
82	福島県	浪江町
83	福島県	葛尾村
84	福島県	新地町
85	福島県	飯舘村
86	茨城県	水戸市
87	茨城県	日立市
88	茨城県	土浦市
89	茨城県	石岡市
90	茨城県	結城市
91	茨城県	常陸太田市
92	茨城県	北茨城市
93	茨城県	茨城町
94	茨城県	那珂市
95	茨城県	常陸大宮市

96	茨城県	大子町
97	茨城県	神栖市
98	茨城県	守谷市
99	茨城県	つくば市
100	茨城県	ひたちなか市
101	茨城県	城里町
102	茨城県	筑西市
103	茨城県	笠間市
104	栃木県	宇都宮市
105	栃木県	足利市
106	栃木県	栃木市
107	栃木県	佐野市
108	栃木県	鹿沼市
109	栃木県	日光市
110	栃木県	大田原市
111	栃木県	矢板市
112	栃木県	那須塩原市
113	栃木県	さくら市
114	栃木県	塩谷町
115	栃木県	那須町
116	栃木県	那須烏山市
117	栃木県	小山市
118	栃木県	下野市
119	栃木県	上三川町
120	栃木県	茂木町

121	栃木県	壬生町
122	群馬県	高崎市
123	群馬県	館林市
124	群馬県	藤岡市
125	群馬県	富岡市
126	群馬県	安中市
127	群馬県	神流町
128	群馬県	南牧村
129	群馬県	嬭恋村
130	群馬県	高山村
131	群馬県	千代田町
132	群馬県	邑楽町
133	群馬県	みなかみ町
134	埼玉県	さいたま市
135	埼玉県	川口市
136	埼玉県	秩父市
137	埼玉県	所沢市
138	埼玉県	飯能市
139	埼玉県	本庄市
140	埼玉県	東松山市
141	埼玉県	狭山市
142	埼玉県	上尾市
143	埼玉県	入間市
144	埼玉県	朝霞市
145	埼玉県	志木市

146	埼玉県	和光市
147	埼玉県	新座市
148	埼玉県	桶川市
149	埼玉県	坂戸市
150	埼玉県	鶴ヶ島市
151	埼玉県	日高市
152	埼玉県	ふじみ野市
153	埼玉県	嵐山町
154	埼玉県	小川町
155	埼玉県	川島町
156	埼玉県	吉見町
157	埼玉県	ときがわ町
158	埼玉県	横瀬町
159	埼玉県	皆野町
160	埼玉県	小鹿野町
161	埼玉県	美里町
162	埼玉県	神川町
163	埼玉県	寄居町
164	千葉県	睦沢町
165	東京都	墨田区
166	東京都	世田谷区
167	東京都	北区
168	東京都	板橋区
169	東京都	練馬区
170	東京都	八王子市

171	東京都	立川市
172	東京都	青梅市
173	東京都	府中市
174	東京都	昭島市
175	東京都	調布市
176	東京都	町田市
177	東京都	日野市
178	東京都	福生市
179	東京都	狛江市
180	東京都	あきる野市
181	東京都	瑞穂町
182	東京都	日の出町
183	東京都	檜原村
184	東京都	奥多摩町
185	神奈川県	川崎市
186	神奈川県	相模原市
187	神奈川県	平塚市
188	神奈川県	小田原市
189	神奈川県	茅ヶ崎市
190	神奈川県	秦野市
191	神奈川県	厚木市
192	神奈川県	伊勢原市
193	神奈川県	海老名市
194	神奈川県	座間市
195	神奈川県	南足柄市

196	神奈川県	寒川町
197	神奈川県	大井町
198	神奈川県	松田町
199	神奈川県	山北町
200	神奈川県	箱根町
201	神奈川県	湯河原町
202	神奈川県	愛川町
203	神奈川県	清川村
204	新潟県	上越市
205	山梨県	大月市
206	長野県	長野市
207	長野県	松本市
208	長野県	上田市
209	長野県	岡谷市
210	長野県	諏訪市
211	長野県	須坂市
212	長野県	小諸市
213	長野県	伊那市
214	長野県	中野市
215	長野県	飯山市
216	長野県	茅野市
217	長野県	塩尻市
218	長野県	佐久市
219	長野県	千曲市
220	長野県	東御市

221	長野県	安曇野市
222	長野県	小海町
223	長野県	南相木村
224	長野県	北相木村
225	長野県	佐久穂町
226	長野県	軽井沢町
227	長野県	御代田町
228	長野県	立科町
229	長野県	青木村
230	長野県	長和町
231	長野県	下諏訪町
232	長野県	富士見町
233	長野県	原村
234	長野県	辰野町
235	長野県	麻績村
236	長野県	生坂村
237	長野県	坂城町
238	長野県	小布施町
239	長野県	高山村
240	長野県	飯綱町
241	静岡県	伊豆の国市
242	静岡県	函南町